

## ご挨拶

相続問題は突然起こってしまいますが、事前に対処をすることにより相続人間での争いをなくすこともできますし、税金面での節税をすることができます。「相続手続きをします」という専門家はたくさんいますが、単純に手続きをするだけでは、お客様にとって最良の提案にはなりません。その場合は相談する専門家選びから変えてみる必要があるかもしれません。なぜなら、相続手続きでは不動産に関する知識がどれだけあるのか、節税に関する対処方法をどれだけ知っているのかということが、とても重要になってきます。

相続はすべてオーダーメイドでの対策が必要だということです。

この事務所に相談して良かったと思って頂けるよう対応致しますので、どんな些細なことでもお気軽にご相談ください。

## プロフィール

昭和45年神奈川県大和市に生まれる  
中央大学理工学部卒業  
大手住宅メーカーに就職  
阪神大震災後の神戸で設計担当として働く  
横浜市内の土地家屋調査士事務所に入所  
横浜市内の司法書士・土地家屋調査士事務所に入所  
平成14年平塚に司法書士・土地家屋調査士貴田事務所開設  
平成14年横浜市泉区に事務所移転

### ◆保有資格◆

司法書士、行政書士、土地家屋調査士  
宅地建物取引主任者、2級建築士、測量士補  
モーゲージプランナー (MP・CMP)  
2級ファイナンシャル・プランニング技能士、AFP

事務所名 司法書士・行政書士・土地家屋調査士 貴田事務所  
代表者 貴田 和仁  
住所 〒245-0015  
横浜市泉区中田西一丁目1番20号  
クロシェット・ボナール201  
TEL 045-806-0675  
FAX 045-806-0676  
e-mail kida\_legal@yahoo.co.jp



☎ 045-806-0675

受付時間:9:00~20:00(土日祝日もお電話ください)

[kida\\_legal@yahoo.co.jp](mailto:kida_legal@yahoo.co.jp)

貴田事務所ホームページ <http://www.office-kida.com/>

相続・遺言ホームページ <http://www.kida-legal.com/>

無料出張相談も受け付けております。  
お気軽にお問い合わせください。

# 無料相談受付 相続・遺言 生前贈与

身近な法律相談も  
お気軽にお問い合わせください



司法書士・行政書士・土地家屋調査士  
きだ  
貴田事務所

## 相続のことでお悩みの方

相続が発生すると、多くの手続きをする必要があります。戸籍の取り寄せから遺産分割協議書の作成、不動産の相続登記、預貯金の名義変更などです。

相続の手続きには期間制限のあるものから不動産登記のように期間制限のないものもあります。しかし、手続きを放置することにより、様々な弊害が生じる場合がありますので、早めの手続きをお勧め致します。また、相続は今後のことも考えた内容にしておくことで節税対策になります。

何をしたいのかわからない

遺産分割協議書の作成がわからない

借金などのマイナス財産は相続したくない

書類集めが複雑でわからない

相続人が行方不明だ

相続人の中に未成年者がいる

## 遺言のことでお悩みの方

遺言書を作成することで、ご自身が今持っている財産を大切な人に残すことができます。生前に行うことができる法的な手続きです。

また、相続人間で争うことなく遺産相続の手続きをスムーズに進めることができますので、生前に作成することはとても重要です。

遺言に込められたご意思は残されるご家族への最後の贈り物です。

遺言書の書き方がわからない

相続人以外に相続させたい

相続人間での争いが心配だ

遺産の具体的な配分を指定したい

遺言執行者になって欲しい

遺言書を取り消したい

## 生前贈与のことでお悩みの方

「生前贈与」は、被相続人が生きていうちに、相続する人に自分の財産を分け与えてしまうことです。生前に贈与することで、将来負担する相続税を少しでも抑えるための、相続税の対策として使われている制度になります。

しかし、生前贈与を行う際には、財産状況をしっかりと把握してうまく活用しなければ、贈与税の税率が相続税よりも高く設定されているため、税金が高くなる恐れがあります。税理士・ファイナンシャルプランナーとともに最善の方法を提供致します。

## その他の手続き

- 住宅ローンを返済した(抵当権抹消)
- 不動産を贈与したい(所有権移転)
- 住宅ローンの借り替えをしたい
- 会社を設立したい
- 建物を新築した(建物表題登記)
- 建物を取り壊した(建物滅失登記)
- 建物を増築した(建物表示変更登記)
- 土地の境界を確認にしたい
- 土地の地目を変更した(土地地目変更登記)
- 土地を分割したい(土地分筆登記)
- その他の法律相談